

割れていた司法判断に結論が下された。安倍晋三首相（当時）の街頭演説をきっかけとする道警ヤジ排除訴訟。最高裁は道側と原告男性側の上告をいずれも退ける決定を出した。この結果、原告二人のうち、男性は敗訴、女性は勝訴の二審・札幌高裁判決が確定。一審・札幌地裁判決は男女ともに勝訴の判決が下されていた。なぜ男女の判断に差異が生じたのか。キーワードは「表現の自由」と「危険性回避」だった。

ヤジをした男女が排除されたのは二〇一九年七月、札幌市で行われた参院選の自民党候補への応援演説だった。道警側は、男性が関係者に拳で左腕を押しされるなど、トラブルとなる危険性があったと指摘。さらに、男性が安倍氏らにものを投げつけるなど、犯罪行為を行う危険性があったと主張した。女性についても、警告を無視して興奮状態で絶叫し、警察官に体当たりするなどして聴衆に向かったと主張した。このため、犯罪行為を制止することができるなどと定めた警察官職務執行法（警職法）に照らし、排除行為は適法だったと訴えていた。これに対し、男性は「聴衆との小競り合いや怒号はなく、左腕を押しされた事実もない」、女性も「警告もなく警官に取り囲まれ、腕をつかまれるなどして強制的に排除された」と反論。道警側が主張する「危険性」について、「具体的根拠を欠く抽象的不安に過ぎない」とした上で、「不支持という政治的立場を表現する発言に着目して規制

## 「表現の自由」と「危険性回避」

され、表現の自由を侵害された」と批判していた。

二二年三月の一審・札幌地裁判決は、表現の自由が「警察官によって侵害された」と原告側の主張を認め、男性に三三万円、女性に五五万円を賠償するよう命じた。判決はヤジについて「上品さを欠くくらいがある」としつつも、民主主義社会を基礎づける重要な権利である「政治的な表現行為」に当たると指摘している。一方、その後の控訴審で、道側が新たな証拠動画を提出。自民党関係者が男性を押し様子が映っていたことなどから、二三年六月の判決では、男性のみ危険性があったことを認めて逆転敗訴とする一方、女性は勝訴を維持するとしていた。

◇ ◇  
安倍氏は一七年七月、東京・秋葉原で東京都議選の応援演説をした際、「安倍辞めろ」と激しいヤジを浴び、いらだちをあらわに「こんな人たちに負けるわけにはいかない」と反論した。異論に不寛容な姿勢は批判を浴び、安倍氏はその後の国会で「批判する人を排除することではない」などと釈明に追われた。

過去の映像を見れば分かれるとおり、ヤジの規模、現場の雰囲気は札幌よりも秋葉原の方がはるかに殺伐かつ混沌としていた。公職選挙法は、一般の聴衆が聞き取れなくなるような演説妨害を禁じている。しかし、排除された札幌の男女は拡声器を使ったわ

けでもなく、その他の方法で演説を聞き取れないようにしたわけでもない。憲法で保障された表現の自由を侵害してまでも排除すべきだったのか。

道警が二人を排除した背景には、長期政権で生み出された「安倍一強」下で、批判や異論にいらだつ為政者への「付度」だったのではないのか。そんな疑念も拭えない。

◇ ◇  
自民党総裁選に立候補した河野太郎氏は、七月の東京都議補選の応援演説で、「裏金を説明しろ」などとヤジを受け、「さまざまな選挙妨害をする『やから』が出るかもしれない」などと発言している。批判や異論に不寛容な権力者は少なからず存在しており、そのような人間が日本のかじ取りを担うことになったとき、官僚や警察はどうなっていくのか。

「表現の自由」と「危険性回避」のバランスが崩れ、危険性回避の名目の下、表現の自由が侵害される恐れもある。札幌の男女の司法判断を見る限り、原告男性に差し迫った危険を感じないという意見もあり、男女で司法判断が分かれた理由やその線引きの根拠は今一つ分かりづらいことも事実だ。

つばさの党の選挙妨害事件を指摘するまでもなく、表現の自由は無制限に保障されるわけではない。警察当局の恣意的運用や付度、過剰な萎縮を生まないためにも、具体的な線引きを考えるべきではなからうか。

△陽▽